

埼玉県地球温暖化対策推進委員会設置要綱

平成19年11月2日

知 事 決 裁

(設置)

第1条 埼玉県内の温室効果ガスの排出量の削減、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入その他の地球温暖化対策を検討し、及び推進するため、埼玉県地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 全庁横断的な地球温暖化対策の検討及び推進に関すること。
- 二 埼玉県地球温暖化対策実行計画の改定及び推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、環境部を所掌する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は環境部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、議長が招集し、及び主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会における審議事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は環境部環境未来局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は温暖化対策課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 幹事長は、特定の事項について調査、検討させるため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及び運営については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、
福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、
都市整備部長、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、
警察本部総務部長

別表第2（第5条関係）

秘書課長、企画総務課長、人事課長、広聴広報課長、危機管理課長、
環境政策課長、福祉政策課長、保健医療政策課長、産業労働政策課長、
農業政策課長、県土整備政策課長、都市整備政策課長、出納総務課長、
企業局総務課長、下水道局下水道管理課長、教育局総務課長、
警察本部総務課長